

宅地開発無電柱化推進事業実施要綱の新旧対照表

————— は、改正に係る部分

改 正 案	現 行
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条の許可（以下「開発許可」という。）を受けて行う宅地の開発において、無電柱化の先導的な取組を行う者に対し、東京都知事（以下「知事」という。）が交付する補助金の対象事業、対象者その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(通則) 第2条 この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(定義) 第3条 この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 開発事業 開発許可を受けて行う開発行為（法第4条第12項に規定する開発行為。以下同じ。）のうち、道路を整備する開発行為をする事業をいう。</p> <p>二 無電柱化 電線類を地下に埋設することにより、開発事業地内における電柱の設置を抑制することをいう。</p> <p>三 開発事業者 法第29条による開発行為の許可を申請する者で、開発事業を実施する者をいう。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条の許可（以下「開発許可」という。）を受けて行う宅地の開発において、無電柱化の先導的な取組を行う者に対し、東京都知事（以下「知事」という。）が交付する補助金の対象事業、対象者その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(通則) 第2条 この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(定義) 第3条 この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 開発事業 開発許可を受けて行う開発行為（法第4条第12項に規定する開発行為。以下同じ。）のうち、道路を整備する開発行為をする事業をいう。</p> <p>二 無電柱化 電線類を地下に埋設することにより、開発事業地内における電柱の設置を抑制することをいう。</p> <p>三 開発事業者 法第29条による開発行為の許可を申請する者で、開発事業を実施する者をいう。</p>

四 推進事業

開発事業者が都内で実施する開発事業のうち、本要綱の規定により認定を受けた無電柱化を行う開発事業をいう。

五 道路

推進事業において新たに整備又は拡幅される道路をいう。

六 公道

道路のうち、区市町村に帰属するものをいう。

七 私道

道路のうち、開発事業の事業主に帰属するものをいう。

八 電線管理者

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者及び同項第 13 号に規定する特定送配電事業者（以下これらを「関係電気事業者」という。）並びに電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者（以下「関係電気通信事業者」という。）（道路上の電柱又は電線を設置し、及び管理して同法第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）をいう。

九 電線類

電線管理者が電気や通信等の供給を行うための電線、通信線等のケーブルをいう。

十 管路等工作物

無電柱化するために電線類を収容する管路や特殊部等の工作物をいう。

十一 直埋方式

電線類を管路に収容せず、直接地中に埋設するものをいう。

十二 引込柱

既設道路の電線類を開発区域内の地下に埋設された管路に引き込むために設置する柱をいう。

四 推進事業

開発事業者が都内で実施する開発事業のうち、本要綱の規定により認定を受けた無電柱化を行う開発事業をいう。

五 道路

推進事業において新たに整備又は拡幅される道路をいう。

六 公道

道路のうち、区市町村に帰属するものをいう。

七 私道

道路のうち、開発事業の事業主に帰属するものをいう。

八 電線管理者

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者及び同項第 13 号に規定する特定送配電事業者（以下これらを「関係電気事業者」という。）並びに電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者（以下「関係電気通信事業者」という。）（道路上の電柱又は電線を設置し、及び管理して同法第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）をいう。

九 電線類

電線管理者が電気や通信等の供給を行うための電線、通信線等のケーブルをいう。

十 管路等工作物

無電柱化するために電線類を収容する管路や特殊部等の工作物をいう。

十一 直埋方式

電線類を管路に収容せず、直接地中に埋設するものをいう。

十二 引込柱

既設道路の電線類を開発区域内の地下に埋設された管路に引き込むために設置する柱をいう。

(実施期間)

第4条 推進事業は、事業開始年度(第10条第1項に基づく申請を行う年度をいう。以下同じ。)内又はその翌年度に完了する事業とする。

(推進事業の要件)

第5条 推進事業は、次の要件の全てに該当すること。

- 一 住宅を主な用途とする開発事業であること。
- 二 公道又は私道を整備する事業であること。
- 三 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付国官会第2317号。以下「交付金要綱」という。)附属第Ⅱ編イ-13-(12)に定義する無電柱化まちづくり促進事業(同編ロ-13-(13)で準用する場合を含む。)として社会資本整備総合計画に位置付けられた事業であること。

(管理方式)

第6条 推進事業による無電柱化は、次の各号のいずれかの管理方式によること。

- 一 公道における管理方式(いずれも公道を管理する自治体の道路管理者としての同意を得ることができるものとする。)
 - ① 電線管理者管理方式 電線管理者が整備し、地中化される管路(直埋方式を含む。)等工作物を電線管理者が管理する方式
 - ② 自治体管理方式 開発事業者が整備し、地中化される管路等工作物を道路占用物として自治体が管理する方式
 - ③ 組合管理方式 開発事業者が整備し、地中化される管路等工作物を組合(開発行為により築造される道路に面する土地所有者等による管理組合)が管理する方式
- 二 私道における管理方式
自営設備方式 開発事業者が整備し、地中化される管路等工作物を

(実施期間)

第4条 推進事業は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの期間に実施する。ただし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間については、令和5年度に申請がなされた同年度から2か年にまたがる事業のみ実施する。

(推進事業の要件)

第5条 推進事業は、次の要件の全てに該当すること。

- 一 原則として戸建住宅のみを用途とする開発事業であること。
- 二 公道又は私道を整備する事業であること。
- 三 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付国官会第2317号。以下「交付金要綱」という。)附属第Ⅱ編イ-13-(12)に定義する無電柱化まちづくり促進事業(同編ロ-13-(13)で準用する場合を含む。)として社会資本整備総合計画に位置付けられた事業であること。

(管理方式)

第6条 推進事業による無電柱化は、次の各号のいずれかの管理方式によること。

- 一 公道における管理方式(いずれも公道を管理する自治体の道路管理者としての同意を得ることができるものとする。)
 - ① 電線管理者管理方式 電線管理者が整備し、地中化される管路(直埋方式を含む。)等工作物を電線管理者が管理する方式
 - ② 自治体管理方式 開発事業者が整備し、地中化される管路等工作物を道路占用物として自治体が管理する方式
 - ③ 組合管理方式 開発事業者が整備し、地中化される管路等工作物を組合(開発行為により築造される道路に面する土地所有者等による管理組合)が管理する方式
- 二 私道における管理方式
自営設備方式 開発事業者が整備し、地中化される管路等工作物を

を電線管理者及び自治体以外の者（開発行為により築造される道路に面する土地所有者等による管理組合を含む。）が管理する方式

（事前相談）

第7条 開発事業者は、自らが計画する開発事業において、推進事業を検討する場合は、次の各号に掲げる者に、その旨について事前に相談し、又は協議するものとする。

- 一 開発許可を所管する部署の担当者
- 二 電線管理者

2 前項第二号に規定する者に同項の事前の協議を行う場合は、宅地開発無電柱化推進事業事前協議書（第1号様式）により行うものとする。

（配線計画の依頼）

第8条 開発事業者は、電線管理者管理方式により推進事業を行う場合、同事業の実施に係る道路配置や宅地割などの開発計画を具体化したときに、電線管理者に対し、無電柱化の配線計画を依頼するものとする。

- 2 開発事業者は、電線管理者管理方式以外の設計及び施工を行う場合は、電線管理者と協議の上、設計内容等の確認を受けるものとする。
- 3 開発事業者は、電線管理者が作成した配線計画に基づき、電線管理者との間で無電柱化の実施に係る契約等を締結するものとする。この場合において、開発事業者は、開発許可を受けたことを証する書面の写しを電線管理者に提出しなければならない。
- 4 前項に規定する契約等を締結した後の電線管理者に対して行う手続については、各電線管理者と協議の上、その協議の決定内容に基づき実施するものとする。
- 5 開発事業者は、電線管理者に配線計画の作成依頼を行う場合は、開発事業工事完了までに契約に含まれる入線工事が終了し、工事費の清算ができるように設計依頼をすること。

電線管理者及び自治体以外の者（開発行為により築造される道路に面する土地所有者等による管理組合を含む。）が管理する方式

（事前相談）

第7条 開発事業者は、自らが計画する開発事業において、推進事業を検討する場合は、次の各号に掲げる者に、その旨について事前に相談し、又は協議するものとする。

- 一 開発許可を所管する部署の担当者
- 二 電線管理者

2 前項第二号に規定する者に同項の事前の協議を行う場合は、宅地開発無電柱化推進事業事前協議書（第1号様式）により行うものとする。

（配線計画の依頼）

第8条 開発事業者は、電線管理者管理方式により推進事業を行う場合、同事業の実施に係る道路配置や宅地割などの開発計画を具体化したときに、電線管理者に対し、無電柱化の配線計画を依頼するものとする。

- 2 開発事業者は、自治体管理方式、組合管理方式又は自営設備方式（以下これらを「自治体管理方式等」という。）の設計及び施工を行う場合は、電線管理者と協議の上、設計内容等の確認を受けるものとする。
- 3 開発事業者は、電線管理者が作成した配線計画に基づき、電線管理者との間で無電柱化の実施に係る契約等を締結するものとする。この場合において、開発事業者は、開発許可を受けたことを証する書面の写しを電線管理者に提出しなければならない。
- 4 前項に規定する契約等を締結した後の電線管理者に対して行う手続については、各電線管理者と協議の上、その協議の決定内容に基づき実施するものとする。
- 5 開発事業者は、電線管理者に配線計画の作成依頼を行う場合は、開発事業工事完了までに契約に含まれる入線工事が終了し、工事費の清算ができるように設計依頼をすること。

(推進事業の仮申請)

第9条 開発事業者は、推進事業を行う場合は、第7条による事前相談結果を証する書面の写しを添付し、宅地開発無電柱化推進事業仮申請書(第2号様式)に無電柱化基本計画書(第3号様式)を添えて知事に申請するものとする。

2 前項の基本計画書には、第6条に規定する推進事業の管理方式、開発事業の施行予定地、開発事業予定面積、事業予定期間、概算事業費等の事項を記載しなければならない。

3 第1項による申請は、事業開始年度の前年度にも申請することができる。

4 開発事業者が次条に規定する申請を行わない場合は、第1項による申請は、撤回されたものとみなす。

(推進事業の申請)

第10条 開発事業者は、開発許可を受けた後、宅地開発無電柱化推進事業申請書(第4号様式)に、開発許可を受けたことを証する書面の写し、第8条第3項の規定による電線管理者との契約書等の写し、第8条第2項の規定による電線管理者管理方式以外の設計内容について電線管理者の確認を受けたことを証する書面の写し及び無電柱化実施計画書(第5号様式)を添えて、知事に申請するものとする。

2 前項に規定する無電柱化実施計画書には、次の各号に掲げる内容の書類を添付しなければならない。

一 推進事業の工程表

二 無電柱化に係る計画図(案内図、平面図、断面図、横断面図、構造図、管路詳細図その他知事が必要と認める図面を含む。)

(推進事業の仮申請)

第9条 開発事業者は、推進事業を行う場合は、第7条による事前相談結果を証する書面の写しを添付し、宅地開発無電柱化推進事業仮申請書(第2号様式)に無電柱化基本計画書(第3号様式)を添えて知事に申請するものとする。

2 前項の基本計画書には、第6条に規定する推進事業の管理方式、開発事業の施行予定地、開発事業予定面積、事業予定期間、概算事業費等の事項を記載しなければならない。

3 知事は、第1項により提出された仮申請書について、審査の結果、適正なものと認めた場合は、宅地開発無電柱化推進事業仮申請受領書(第4号様式)により開発事業者に通知するものとする。

4 開発事業者が次条に規定する申請を行わない場合は、第1項による申請及び第3項による通知は、撤回されたものとみなす。

(推進事業の申請)

第10条 開発事業者は、開発許可を受けた後、宅地開発無電柱化推進事業申請書(第5号様式)に、開発許可を受けたことを証する書面の写し、第8条第3項の規定による電線管理者との契約書等の写し、第8条第2項の規定による自治体管理方式等の設計内容について電線管理者の確認を受けたことを証する書面の写し、(自治体管理方式等に限る。)及び無電柱化実施計画書(第6号様式)を添えて、知事に申請するものとする。

2 前項に規定する無電柱化実施計画書には、次の各号に掲げる内容の書類を添付しなければならない。

一 第9条に規定する基本計画書の内容

二 推進事業の工程表

三 無電柱化に係る計画図(当該計画図には、案内図、平面図、断面図、横断面図、構造図、管路詳細図その他知事が必要と認める図面を含むものとする。)

三 工事費等概算書

3 開発事業者は、次条により認定を受けた推進事業の内容に変更があったときは、第1項に準じて、宅地開発無電柱化推進事業変更申請書（第6号様式）により知事に申請しなければならない。

（推進事業の認定）

第11条 知事は、第10条第1項の規定により提出された申請書について、審査の結果、適正なものと認めた場合は、その認定を行い、宅地開発無電柱化推進事業認定書（第7号様式）により開発事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項により認定した推進事業に対し、第3章に規定する補助を行うことができる。

3 知事は、前条第3項により変更の申請があったときは、審査を行い適正なものと認めた場合は、宅地開発無電柱化推進事業変更認定書（第8号様式）により開発事業者に通知するものとする。

（一括設計審査（全体設計）の申請及び承認）

第12条 会計年度が2か年にまたがる推進事業について、開発事業者は、第10条第1項の規定による申請後に、同項による申請とは別に、宅地開発無電柱化推進事業一括設計審査（全体設計）申請書（第9号様式）による申請をし、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、一括設計審査（全体設計）申請書の内容を承認するときは、宅地開発無電柱化推進事業一括設計審査（全体設計）承認書（第10号様式）により申請者に通知する。

四 工事費等積算書（無電柱化にかかる設計業務費及び工事費の内訳が詳細かつ具体的に分かるものであること。ただし、工事費については、使用材料等の単価及び数量の内訳を詳細に記載しなければならない。）等無電柱化の実施が分かる資料

3 開発事業者は、次条により認定を受けた推進事業の内容に変更があったときは、第1項に準じて、宅地開発無電柱化推進事業変更申請書（第7号様式）により知事に申請しなければならない。

（推進事業の認定）

第11条 知事は、第10条第1項の規定により提出された申請書について、審査の結果、適正なものと認めた場合は、その認定を行い、宅地開発無電柱化推進事業認定書（第8号様式）により開発事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項により認定した推進事業に対し、第3章に規定する補助を行うことができる。

3 知事は、前条第3項により変更の申請があったときは、審査を行い適正なものと認めた場合は、宅地開発無電柱化推進事業変更認定書（第9号様式）により開発事業者に通知するものとする。

（一括設計審査（全体設計）の申請及び承認）

第12条 会計年度が2か年にまたがる推進事業について、開発事業者は、第10条第1項の規定による申請後に、同項による申請とは別に、宅地開発無電柱化推進事業一括設計審査（全体設計）申請書（第10号様式）による申請をし、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、一括設計審査（全体設計）申請書の内容を承認するときは、宅地開発無電柱化推進事業一括設計審査（全体設計）承認書（第11号様式）により申請者に通知する。

（実施報告）

(実施報告)

第 13 条 開発事業者が、推進事業の実施において経験した技術的・制度的課題やコスト削減の工夫などについて都は報告を求めることができる。

第 3 章 推進事業への補助

第 14 条 知事は、開発事業者に対して本要綱で定める推進事業の実施に要する費用に対し本要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助することができる。

(補助対象事業)

第 15 条 補助の対象事業は、第 11 条第 1 項による認定を受け、第 4 条の期間内に推進事業を完了する事業とする。

(補助対象者)

第 16 条 本要綱による補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、前条の対象事業を実施する開発事業者とする。

(補助対象となる費用)

第 17 条 補助対象となる費用（以下「総事業費」という。）は、交付金要綱附属第Ⅱ編イ-13-（12）2. 交付対象事業に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）とし、別表 1 に掲げるものとする。ただし、電線管理者が負担する整備費（地上機器や電線等）及び無電柱化に係るその他収入を控除するものとする。

2 総事業費の限度額は、1 件の補助対象事業につき開発事業地の面積に応じて下記の表のとおりとする。

開発事業地の面積	総事業費の限度額
開発事業地の面積が 3,000 m ² 未満	20,000,000 円
開発事業地の面積が 3,000 m ² 以上	60,000,000 円

第 13 条 開発事業者は、推進事業の実施において経験した技術的・制度的課題やコスト削減の工夫などについて都に報告するものとする。

第 3 章 推進事業への補助

第 14 条 知事は、開発事業者に対して本要綱で定める推進事業の実施に要する費用に対し本要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助することができる。

(補助対象事業)

第 15 条 補助の対象事業は、第 11 条第 1 項による認定を受け、第 4 条の期間内に推進事業を完了する事業とする。

(補助対象者)

第 16 条 本要綱による補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、前条の対象事業を実施する開発事業者とする。

(補助対象となる費用)

第 17 条 補助対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、交付金要綱附属第Ⅱ編イ-13-（12）2. 交付対象事業に要する費用とし、別表 1 に掲げるものとする。ただし、電線管理者が負担する金額及び無電柱化に係るその他収入を控除するものとする。

(補助金額)

第 18 条 補助金額は、総事業費に開発事業地の面積に応じて下記の率を乗じた額（1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

開発事業地の面積	率
開発事業地の面積が 3,000 m ² 未満	5 分の 4
開発事業地の面積が 3,000 m ² 以上	3 分の 2

(補助金の交付申請)

第 19 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、第 11 条第 1 項による認定後に、宅地開発無電柱化推進事業補助金交付申請書（第 11 号様式）に、第 8 条第 3 項後段に規定する開発許可を受けたことを証する書面の写し（変更があった場合のみ）、補助対象者と電線管理者管理方式以外の工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）と締結した契約書の写し（電線管理者管理方式以外の場合に限る。）、それらの金額の積算内訳（無電柱化にかかる調査設計費及び工事費の内訳が詳細かつ具体的に分かるものであること。）が分かる資料、負担金等概算払調書（第 12 号様式）及び負担金等を概算払したことが分か

(補助対象事業費)

第 18 条 補助対象事業費は、交付の対象となる推進事業に要する費用の額（以下「総事業費」という。）に開発事業地の面積に応じて下記の率を乗じた額とする。ただし、総事業費には、電線管理者が負担する整備費（地上機器や電線等）は含まないものとする。

開発事業地の面積	率
開発事業地の面積が 3,000 m ² 未満	5 分の 4
開発事業地の面積が 3,000 m ² 以上	3 分の 2

(補助の限度額等)

第 19 条 補助対象とする無電柱化に係る総事業費の限度額は、1 件の補助対象事業につき開発事業地の面積に応じて下記の表のとおりとする。

開発事業地の面積	総事業費の限度額
開発事業地の面積が 3,000 m ² 未満	20,000,000 円
開発事業地の面積が 3,000 m ² 以上	60,000,000 円

2 補助金額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第 20 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、第 11 条第 1 項による認定後に、宅地開発無電柱化推進事業補助金交付申請書（第 12 号様式）に、第 8 条第 3 項後段に規定する開発許可を受けたことを証する書面の写し（負担金等を概算払したことが分かる内容を記載すること）、補助対象者と自治体管理方式等の工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）と締結した契約書の写し（自治体管理方式等の場合に限る。）、それらの金額の積算内訳が分かる資料及び負担金等概算払調書（第 13 号様式）を添付して、知事に申請するものとする。

る資料を添付して、知事に申請するものとする。

- 2 第12条による一括設計審査（全体設計）の承認を受けたときは、交付の申請は年度ごとに行うこととする。
- 3 補助対象者は、次条により補助金の交付の決定通知を受けた後に、繰越し等の理由により交付決定額の変更があるときには、宅地開発無電柱化推進事業補助金交付決定の変更申請書（第13号様式）により知事に申請しなければならない。ただし、交付決定額が100万円未満の減額変更については、この限りではない。
- 4 第1項の規定による申請は、補助を受けようとする年度の2月末までに行わなければならない。

（補助金の交付決定）

- 第20条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があった場合において、交付申請書等関係書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、宅地開発無電柱化推進事業補助金交付決定通知書（第14号様式）により、補助対象者に通知するものとする。
- 2 知事は、前条第3項による変更申請があった場合において、前項と同様の審査等を行い、交付額を変更すべきと認めたときは、速やかに交付額の変更を決定し、宅地開発無電柱化推進事業交付決定の変更通知書（第15号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（進捗状況の報告）

- 第21条 知事は、補助対象者に対し、おおむね四半期ごとに補助対象事業の進捗状況の報告を求めることができる。
- 2 補助対象者は、前項の報告を求められた場合は、知事が定める期限までに進捗状況報告書（第16号様式）により報告するものとする。

（完了報告）

- 第22条 補助対象者は、電線管理者との精算及び工事施工者への支払

2 第12条による一括設計審査（全体設計）の承認を受けたときは、交付の申請は年度ごとに行うこととする。

- 3 補助対象者は、次条により補助金の交付の決定通知を受けた後に、繰越し等の理由により交付決定額の変更があるときには、宅地開発無電柱化推進事業補助金交付決定の変更申請書（第14号様式）により知事に申請しなければならない。ただし、交付決定額が100万円未満の減額変更については、この限りではない。
- 4 第1項の規定による申請は、補助を受けようとする年度の2月末までに行わなければならない。

（補助金の交付決定）

- 第21条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があった場合において、交付申請書等関係書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、宅地開発無電柱化推進事業補助金交付決定通知書（第15号様式）により、補助対象者に通知するものとする。
- 2 知事は、前条第3項による変更申請があった場合において、前項と同様の審査等を行い、交付額を変更すべきと認めたときは、速やかに交付額の変更を決定し、宅地開発無電柱化推進事業交付決定の変更通知書（第16号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（進捗状況の報告）

- 第22条 知事は、補助対象者に対し、おおむね四半期ごとに補助対象事業の進捗状況の報告を求めることができる。
- 2 補助対象者は、前項の報告を求められた場合は、知事が定める期限までに進捗状況報告書（第17号様式）により報告するものとする。

（完了報告）

- 第23条 補助対象者は、電線管理者との精算及び工事施工者への支払（自治体管理方式等）の場合に限る。）が終了し、補助対象事業が完了したと

(電線管理者管理方式以外の場合に限る。)が終了し、補助対象事業が完了したときは、宅地開発無電柱化推進事業完了報告書(第17号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の完了報告書には、法第36条第2項による検査済証のほか、補助対象事業に係る写真や完成図書、支払が確認できる帳票など、関係書類を添付しなければならない。ただし、添付書類のうち写真及び完成図書については、次に掲げる各号のとおりとするものとする。

一 写真 内容として、次に掲げるものを含めること。

イ 施工前後のもので、かつ、当該施工箇所とともに周辺の建物等の位置が確認できるもの

ロ 施工中のもので、横断図、断面図、構造図及び管路詳細図に記載されている内容(管路の敷設位置、使用材料等)の具体的な施工状況が確認できるもの

二 完成図書 竣工後の平面図、横断図、断面図、構造図、管路詳細図その他知事が必要と認める図面

3 第12条の一括設計審査(全体設計)の承認を受けた推進事業においては、初年度の出来高について、宅地開発無電柱化推進事業完了報告書(一括設計審査(全体設計)承認用)(第18号様式)に関係書類を添付し、知事に提出するものとする。

4 知事は、本推進事業の目的の範囲内で、必要な書類の提出を補助対象者に対し求めることができる。

(補助金の交付額の確定)

第23条 知事は、前条の規定による宅地開発無電柱化推進事業完了報告書(第17号様式)及び宅地開発無電柱化推進事業完了報告書(一括設計審査(全体設計)承認用)(第18号様式)(以下これらを「完了報告書」と総称する。)の提出を受けたときは、完了報告書の内容の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(第19号様

式)は、宅地開発無電柱化推進事業完了報告書(第18号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の完了報告書には、法第36条第2項による検査済証のほか、補助対象事業に係る写真や完成図書、支払が確認できる帳票など、関係書類を添付しなければならない。ただし、添付書類のうち写真及び完成図書については、次に掲げる各号のとおりとするものとする。

一 写真 内容として、次に掲げるものを含めること。

イ 施工前後のもので、かつ、当該施工箇所とともに周辺の建物等の位置が確認できるもの

ロ 施工中のもので、横断図、断面図、構造図及び管路詳細図に記載されている内容(管路の敷設位置、使用材料等)の具体的な施工状況が確認できるもの

二 完成図書 竣工後の平面図、横断図、断面図、構造図、管路詳細図その他知事が必要と認める図面

3 第12条の一括設計審査(全体設計)の承認を受けた推進事業においては、初年度の出来高について、宅地開発無電柱化推進事業完了報告書(一括設計審査(全体設計)承認用)(第19号様式)に関係書類を添付し、知事に提出するものとする。

4 知事は、本推進事業の目的の範囲内で、必要な書類の提出を補助対象者に対し求めることができる。

(補助金の交付額の確定)

第24条 知事は、前条の規定による宅地開発無電柱化推進事業完了報告書(第18号様式)及び宅地開発無電柱化推進事業完了報告書(一括設計審査(全体設計)承認用)(第19号様式)(以下これらを「完了報告書」と総称する。)の提出を受けたときは、完了報告書の内容の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(第20号様式)(宅地開発無電柱化推進事業完了報告書(一括設計審査(全体設計)承認用)

式) (宅地開発無電柱化推進事業完了報告書(一括設計審査(全体設計)承認用)(第18号様式)により、完了報告を受けたときは補助金額確定通知書(一括設計審査(全体設計)承認用)(第20号様式)により、その旨を補助対象者に通知するものとする。

2 補助対象者は、前項の規定による審査に当たり、補助対象事業費にかかる契約書、領収書等の整理並びに設計費及び工事費の積算根拠の整理を行うこととする。

(補助金の支払)

第24条 知事は、前条の規定により確定した金額について、補助対象者からの請求書(第21号様式)(補助金額確定通知書(一括設計審査(全体設計)承認用)(第20号様式)により通知をしたときは請求書(一括設計審査(全体設計)承認用)(第22号様式))による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(申請の撤回)

第25条 補助対象者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合は、第20条による交付決定通知の受領後7日以内に、宅地開発無電柱化推進事業補助金交付申請の撤回申出書(第23号様式)により、補助金の申請を撤回することができる。

(補助金の交付決定の取消)

第26条 知事は、補助対象者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 第4条で定めた期間に補助対象事業が完了しないとき。
- 二 偽りその他の不正手段により、この補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- 三 この補助金を他の用途に使用したとき。
- 四 本事業に係る都の指示に従わなかったとき。
- 五 事業を中止し、又は廃止したとき。

(第19号様式)により、完了報告を受けたときは補助金額確定通知書(一括設計審査(全体設計)承認用)(第21号様式)により、その旨を補助対象者に通知するものとする。

2 補助対象者は、前項の規定による審査に当たり、補助対象事業費にかかる契約書、領収書等の整理並びに設計費及び工事費の積算根拠の整理を行うこととする。

(補助金の支払)

第25条 知事は、前条の規定により確定した金額について、補助対象者からの請求書(第22号様式)(補助金額確定通知書(一括設計審査(全体設計)承認用)(第21号様式)により通知をしたときは請求書(一括設計審査(全体設計)承認用)(第23号様式))による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(申請の撤回)

第26条 補助対象者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合は、第21条による交付決定通知の受領後7日以内に、宅地開発無電柱化推進事業補助金交付申請の撤回申出書(第24号様式)により、補助金の申請を撤回することができる。

(補助金の交付決定の取消)

第27条 知事は、補助対象者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 第4条で定めた期間に補助対象事業が完了しないとき。
- 二 偽りその他の不正手段により、この補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- 三 この補助金を他の用途に使用したとき。
- 四 本事業に係る都の指示に従わなかったとき。
- 五 事業を中止し、又は廃止したとき。
- 六 補助対象者(法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他

六 補助対象者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するに至ったとき。

七 以上のほか、この補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。

2 知事は、前項による補助金の交付決定の取消しを行ったときは、補助金交付決定取消通知書（第 24 号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 27 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金を交付しているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第 28 条 知事が第 26 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助対象者は、当該命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助対象者が定められた納期日までに納付をしなかったとき、補助対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付し

の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するに至ったとき。

七 以上のほか、この補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。

2 知事は、前項による補助金の交付決定の取消しを行ったときは、補助金交付決定取消通知書（第 25 号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 28 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金を交付しているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第 29 条 知事が第 27 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助対象者は、当該命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助対象者が定められた納期日までに納付をしなかったとき、補助対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

なければならない。

3 前2項による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日の割合とする。

(補助金の経理)

第29条 補助対象者は、補助対象事業に係る経理についての事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(著作権の処理)

第30条 この要綱の定めに基づき申請者が提出する書類において、図面や写真等の著作物の利用や記載等をする場合、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条に定める複製権、同法第22条の2に定める上映権、同法第23条第1項に定める公衆送信権、同法第23条第2項に定める公の伝達権等の権利について、申請者は著作物の著作権者から同法第63条に定める都が利用することに関しての許諾を事前に得なければならない。

(その他)

第31条 この要綱に定めるほか、この補助金の交付に必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (現行の通り)

3 前2項による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日の割合とする。

(補助金の経理)

第30条 補助対象者は、補助対象事業に係る経理についての事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(著作権の処理)

第31条 この要綱の定めに基づき申請者が提出する書類において、図面や写真等の著作物の利用や記載等をする場合、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条に定める複製権、同法第22条の2に定める上映権、同法第23条第1項に定める公衆送信権、同法第23条第2項に定める公の伝達権等の権利について、申請者は著作物の著作権者から同法第63条に定める都が利用することに関しての許諾を事前に得なければならない。

(その他)

第32条 この要綱に定めるほか、この補助金の交付に必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (略)